

令和3年度原子力規制委員会  
第58回会議議事録

令和4年1月12日（水）

原子力規制委員会

令和3年度 原子力規制委員会 第58回会議

令和4年1月12日

10:30～11:20

原子力規制委員会庁舎 会議室A

議事次第

- 議題1：国立大学法人京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認における申請書の添付書類漏れと対応方針
- 議題2：近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応（緊急時活動レベルの見直し及び警戒事態解消の判断の目安等の明確化）
- 議題3：日本版インフォメーション・ノーティスの制度案

○更田委員長

それでは、これより第58回原子力規制委員会を始めます。

最初の議題は「国立大学法人京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認における申請書の添付書類漏れと対応方針」です。

説明は志間管理官から。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

それでは、資料1に基づき御説明をさせていただきます。

まず「1. 経緯」でございますけれども、本件は、原子力規制委員会が昨年3月17日に処分を行いました京都大学の臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認に関しまして、試験炉則（試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則）で必要とされる添付書類十一が申請書に添付されていなかったとの報告が京都大学より昨年12月10日にございました。この点について御報告させていただくとともに、本件の対応方針について、お諮りさせていただくものでございます。

なお、京都大学が本件に気づいた背景といたしましては、京都大学におきまして、KUR（京都大学研究用原子炉）に係る標準応答スペクトルの取り入れの設置変更承認申請を行うに当たって、先行の申請事例を確認していたところ、他の事例では添付十一が添付されていることを確認したことから、KUCAの申請において添付十一が漏れていることに気づき、原子力規制庁に報告したものでございます。

こちらの今回問題となりました添付十一につきましては、令和2年4月1日に施行されましたいわゆる3条改正によりまして、試験炉の設置許可の要件として、品質管理の体制等に関する基準適合性が要求されております。これによって申請書の本文記載事項が追加されたことに伴い、必要となったものでございます。

こちらの1ページの時系列にも記載させていただいており、昨年3月17日に処分を行ったKUCAの設置変更承認につきましては、3条改正の施行後の令和2年12月に申請がなされ、その後、令和3年3月に処分を行っておりますので、添付十一は添付しなければならないものでございました。

次に「2. 変更承認の取り扱い」について御説明させていただきます。

まず「（1）変更承認申請における添付書類十一の位置づけ」でございますけれども、こちらは資料の7ページの試験炉則第2条に変更許可申請に係る規定を示させていただいております。

この変更承認申請におきましては、炉規法（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律）第23条第2項第2号から第5号まで、又は第9号に定める事項について変更しようとする場合に、試験炉則第2条第2項により、1号から11号に定める書類の添付が必要とされております。この中に品質管理に係る説明書であります添付十一も含まれております。その上で、品質管理の体制等に関する基準適合性を含め、承認の要件適合性を

審査することとされております。

このような立てつけになっていることから、添付十一を参照せずとも本文9号の記載事項に係る変更が必要ないことが確認できる場合には、添付書類十一の添付は形式的なものにすぎないと考えております。

続いて「(2) 変更承認申請における品質管理体制の審査実績」でございますけれども、一般的には、審査において添付十一の記載内容について、本文9号に変更が生じないかどうか確認することになると考えられますけれども、本件のKUCAの想定誤りに関する申請の審査におきましては、添付書類十一がないものの、本文9号に変更がないことを、①から③に示すような審査を行っております。

具体的には、本件につきましては、添付書類十の過渡解析の評価における解析条件の想定誤りを踏まえて変更承認申請がなされたものでございまして、設置者である京都大学の設置変更承認申請を行った当時における品質管理に必要な体制が機能していなかったことに問題があると考えております。

そのため、審査会合におきまして、解析条件を誤って設定した原因、再発防止策について説明を求め、設置変更承認申請時におけるレビュー体制や方法が不十分であったことが原因であり、再発防止策として、新たなレビュー体制として申請業務小委員会を設置することを確認いたしました。そして、この再発防止策については、保安規定に反映することを確認しまして、本文9号の変更の必要性はないということを判断しております。

このように、添付十一によらずとも、実際の審査におきまして本文9号に変更が生じないことが具体的に確認できていることから、改めて添付書類十一の提出を求める必要はなかったものであると考えております。

続いて「(3) 変更承認の取り扱い」でございますけれども、(2) で説明させていただいたとおり、本文9号の記載事項に変更が生じないことが確認できていることから、3条改正の経過措置による届出時に確認しました品質管理体制が、炉規法第24条第1項第4号に規定する基準に適合している状態に疑義が生じることはありません。

したがいまして、品質管理体制に必要な体制の整備に係る許可基準の適合性に関しては、添付資料によらず審査が可能であったものであり、このほか、本件承認処分の効力に疑義を生じさせるような安全上ないしは法令上の理由は見いだせないため、承認処分については、特段の措置の必要はなく、改めて添付書類十一に相当する書面を提出することも要しないと考えております。

最後に「3. 再発防止策」でございますけれども、本件は審査の内容において実質的な過誤はないとはいえ、試験炉則の規定そのものに照らせば、形式的な瑕疵があったことは事実であると考えております。

このため、原子力規制庁といたしましては、本件事案を受け、不適合管理に基づく改善を行い、審査において形式上の不備が起らないように対応するとともに、「試験研究用等原子炉施設に関する審査業務の流れについて」に本事案の再発防止策を反映し、適切に

審査業務を遂行していくこととしたいと考えております。

また、設置者に対しましては、添付書類十一の添付の必要性及び変更後における品質管理の体制が基準に適合することを確認するための必要な説明の記載を求めることを周知することとしたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。御審議をよろしく申し上げます。

○更田委員長

御意見はありますか。

伴委員。

○伴委員

1点確認なのですが、今からこの添付書類十一だけを追加するということはできないということ、つまり、それをやろうとすると、1回処分を全部取り消して一からやり直さなければいけないと、そういう理解でよろしいですか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

伴委員がおっしゃるとおりでございます。これを改めて添付十一を添付して申請させようとする、1回、こちらの場合ですと国立大学ですので、承認を取り消した上で、添付十一をそろえた申請書を申請してもらって、それを審査した上で承認処分を行うということをする必要があると考えております。

○伴委員

つまり、そこまでやる意義はないだろうということですよ。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

内容的にはもう既に許可基準に合致していることは確認できているので、取消しをしてまで添付十一を再度提出させる必要はないものと事務方では考えております。

○更田委員長

ちょっとその点で、私、質問なのだけれども、志間管理官が言った、それすら私はできないのではないかと考えていて、というのは、更に変更申請しようとする、本文事項はないわけですよ。だから、本文に変更がないのに変更しようとする、改めて変更申請すること自体、形式的にはできなくて、これを理由に前回の処分を取り消して、全く同じ変更申請内容の申請書を、今度は添付十一をつけてというのは、だから、形式的に可能かもしれないけれども、添付十一がないことだけを理由に変更申請をかけるというのは、本文事項がないから、要するに、ここに書かれていることを理由に前回の処分をなかったことにしないと、京都大学側としても変更承認を求めた申請ができないのだろうと思います。では、これを理由に前回の処分を取り消すことができるかということ、そこが本日の判断なのだと思います。

それでいいですよ、志間管理官。

石渡委員。

○石渡委員

まず、一つ確認なのですが、この添付十一というのは、これは規則で決まっていることであって、これがないからといって法律には違反していないという理解でよろしいかどうか。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

研究炉等審査部門の志間でございます。

こちらの添付十一は、石渡委員がおっしゃるとおり、試験炉則で、変更がある場合には添付しなければならないといった書類でございまして、規則上は添付をすることが義務づけられているものでございます。

ただ、本件につきましては、内容的には許可の基準に整合することということは確認してございますので、こちらの許可自体については、合法的なものだということと判断をしております。

○石渡委員

その上で、やはり規則に決まっている書類が添付されていなかったというのは、ここで言う瑕疵であると私も思うのですよね。それで、例えば、今回の資料の2ページの2.の変更承認の取り扱いの(1)の最後のところに、添付書類十一の添付は形式的なものにすぎないというようなことが書いてありますけれども、規則を定めた側が形式的なものにすぎないと言うのは、私は非常によくはないと思います。この文章は削除すべきだと思います。これは、要するに、変更が必要ないことは審査で確認ができると言うべきで、その後は削除すべきだと思います。

そのほかに3.に「形式的な」あるいは「形式上の」という言葉がありますが、これも削除すべきだと私は思います。

それで、その上でなのですが、2.の(2)①②③と、実際に確認しましたということが書いてあるわけですね。これは審査をやって、その中で確認されているということだと思のですが、これだけだと、いつ、どこで、どのように確認したのかというのが分かりませんので、いつの審査会合、何年何月何日の審査会合で、この資料のこの部分で確認しましたということ、あるいは議事録とか、そういうものがあれば、その何ページとか、そういうことを具体的にこの①②③について示していただくということを私は要求いたします。

以上です。

○更田委員長

今の点で議論をしますか。それとも、ほかに御意見があれば、ほかの意見を伺いますか。

今の石渡委員の御意見でいうと、私も実は「形式的な」というものには引っかけただけけれども、全然別のところで引っかけ、2.の(1)の最後の「形式的なものに過ぎない」は余り抵抗がなくて、実はもう本当に形式的だから。その紙がついていても、多分、参照しないぐらい形式的だから、ここは許せるのだけれども、再発防止策の最初に書

かされている「形式的な瑕疵」は私は余り容認できなくて、瑕疵に形式的もへったくれもないと。瑕疵は瑕疵なのだから、ここに「形式的な」がついているのはけしからんと思ったのですけれども、2.の(1)の方は、むしろ、では、何と書こうかなど。要するに、今回の内容からいうと、添付十一は、多分、添付されていても見ないよね、きっと。そこに変化が現れてないであろうことが自明なので。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

おっしゃるとおりだと思います。

○更田委員長

だから、表現の問題で、添付十一がされていなくても確認できるという方が、石渡委員の言われる方が穏やかなのかもしれないと思うけれども、ただ、原子力規制庁クレジットの紙だからいいかなとちょっと思ったところはあるのですけれども。

それから、どこでどう確認したかという、結局、これは添十（添付資料十）を見ていったわけですね。添十の変化がQMS（品質管理システム）なり、QA（品質保証）に反映する、しないうんぬんは、添十のあれを見ているうちにおのずと明らかなので、だから、本文9号に変更がないだろうことは明らかなので、添付十一は見ないというのは、何かむしろ当たり前過ぎて、どちらかという、添付十一みたいなものというのは、ほかにも、例えば組織図とか、いろいろあるけれども、そういったものというのは、必要になったら提出を要求するというような類いのものであるはずなのだけれども、規則では添付することになっているので、一方、実質的な審査の内容とは関連しないので、受理した側も添付が足りていないことに気づかない。なぜ気づかないかといったら、参照する必要を感じていないからと、そういうことだろうと思うのですけれども。

石渡委員が言われているのは、これは資料として残るわけだから、資料の記載を、石渡委員の言う意味では、適正化ということなのだろうと思いますけれども、ただ、ちょっと引っかかるところが違うのでというところはあると思いますけれどもね。

田中委員。

○田中委員

私も、3ページ目の再発防止策の「形式的な瑕疵」というのは、随分「形式的」ということの意味を考えたのだけれども、事務局がものすごく重い意味を込めて「形式的」と書いているのだったらいいのだけれども、表面的な意味での「形式的」だったら、これは言葉としてよくないなと思います。

と同時に、規則を作ったのは原子力規制委員会ですから、そのときに添十一（添付資料十一）があるかどうかを、やはりそこに感性を持って添付されているかどうかチェックすべきだったと思うのですけれども、そこがどうしてチェックできなかったのですかね。それも心配です。

○更田委員長

チェックリストかな、強いて言えばね。でも、チェックリスト以外にないでしょうね。

つまり、添十の、つまり、過渡解析の内容に、あるいは事故解析の内容に変更があります  
とって申請されたら、その内容に審査する側は焦点を当てて、そして、過渡解析の内容、  
添八（添付資料八）だとか添十の内容の変更がQAに関連しないのが明らかだったら、添付  
十一が足りていませんよと気づこうにも気づけないですから、こういう形式の申請のとき  
のセットはこれという星取り表みたいなものを用意しておくしか、恐らく再発防止という  
のはないのだろうと。内容的にこれに気づけというのは、ちょっと無理があるかなという  
気はしますけれどもね。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

更田委員長のおっしゃるとおりでございます。再発防止策としては、チェックリスト  
を作って、こういった添付書類の漏れがないように今後していきたいとは考えております。

○更田委員長

こういったケースでの変更許可を求める際の提出に関してとって、○と不要の横棒で  
表を作ってというところですかねとは思います。

ほかに御意見はありますか。

その上で、では、まず方針そのものについては、これは原子力規制庁の案について御異  
存はありますか。よろしいですか。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

その上で、この資料はどうしましょう。先ほど石渡委員がおっしゃっていましたが  
も。

石渡委員。

○石渡委員

再度になりますが、私は先ほど申し上げたような修正を行っていただくように求めます。

○更田委員長

この「形式的な」というところは文章だから、すぐ直せると言うけれども、確認行為が  
いつどこでという具体的なものに関しては、それをこの場でというのは多分無理ですよ。

方針について、内容について、原子力規制委員会としては了承したものとします。その  
上で、資料をこのように改めたというのは、次回の原子力規制委員会で、これは議題を立  
ててもらわない必要はないですから、改めてこういう資料になりましたというのを原子力規制  
委員会に報告してもらいたいと思います。

○志間原子力規制部審査グループ安全規制管理官（研究炉等審査担当）

承知しました。

○更田委員長

よろしいでしょうか、これで。

（首肯する委員あり）

○更田委員長

ありがとうございました。

二つ目の議題は「近畿大学における警戒事態の発生を踏まえた対応（緊急時活動レベルの見直し及び警戒事態解消の判断の目安等の明確化）」です。AL（警戒事態）の判断の解消の方ですね。

説明は古金谷室長、それから、川崎調整官から。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊急事案対策室長の古金谷でございます。

資料2でございますけれども、今、更田委員長から御紹介いただいた件について御説明をいたします。

「経緯」のところでございますけれども、皆さんも御承知かと思いますが、昨年、半年ほど前ですけれども、7月に近畿大学で落雷に伴う停電、これで監視機能の喪失のおそれがあるということで、AL51に該当します、その判断がなされたということで、これを受けて、我々、緊急参集を行いまして、情報収集などを行いました。内原防との合同の警戒本部も立ち上げたというような対応をしたということでございます。

この警戒事態、ほどなく解消されたということで、特に大きな問題には至らなかったわけでございますけれども、これを受けて、その後の8月18日でございますけれども、原子力規制委員会の中で、本件を踏まえて必要な改善を検討するように、講じるようにという指示がございましたので、今回、その第一弾というような位置付けにはなりますけれども、この二つ、相対的にリスクが小さい原子力事業所のEAL（緊急時活動レベル）の見直し、それから、警戒事態の解消に係ってのいろいろな判断の目安、あるいはどういう手続で行うのかというようなことを明確化して、マニュアルに反映するというようなことをやりたいと思っておりますので、その内容について御説明をさせていただきます。

2. 以降は川崎の方からさせていただきます。

○川崎長官官房緊急事案対策室企画調整官

緊急事案対策室の川崎でございます。

それでは、これまで検討を進めてまいりました改善方針について御説明させていただきます。

まず、相対的にリスクが小さい事業所のEALにつきまして御説明させていただきます。

まず、近畿大学における警戒事態を踏まえて、相対的にリスクが小さい原子力事業所、こちらはIAEA（国際原子力機関）のハザード分類Ⅲと書いてありますが、PAZ（予防的防護措置を準備する区域）、UPZ（緊急防護措置を準備する区域）ともない事業所になります、について、その施設の特徴から、原子力緊急事態に至るおそれがなく、防護措置のトリガーとする必要のないEALがないかを確認してまいりました。

その結果につきましては、右下の6ページ以降に整理した結果を記載してございます。この結果、近畿大学及び東京大学のEALについて、必要がないのではないかとEALが確認されました。

まず、近畿大学につきましてです。この赤枠で囲っている部分になりますが、「冷やす」に係るEALにつきましては、熱出力が小さく冷却機能を必要としないことから【該当しない】として記載されております。また「止める」に関しましては、原子炉の非常停止が必要な場合に、原子炉停止機能が喪失したとき、原子炉停止機能の異常ということでEAL11シリーズが設定されておりますが、仮に原子炉が停止できないといたしましても、低い出力で安定することから、原子炉の出力を制御できないような状態に移行するおそれはないと考えられます。

また「閉じ込める」に関しまして、外的要因など不測の事態から炉心損傷に発展した場合の障壁の喪失、GE（全面緊急事態）42を規定してございますが、この炉の燃料は核燃料物質を金属で覆った板状の燃料でありまして、防護措置を要する当該事象の発生は想定し難いと考えております。

また「その他脅威」のうち、制御室の操作、監視機能の喪失に係るEAL51から53というのが規定されておりますが、施設の特徴を踏まえると、これらのEALに係る機能喪失や異常が発生したとしても、原子炉の出力を制御できないような非安全な状態に移行するおそれはないと考えられます。

以上のことから「止める」及び「閉じ込める」に係るEAL、「その他の脅威」に係る51から53は、防護措置のトリガーとして設定する必要はないのではないかと考えられます。

続いて、7ページの上の方、東京大学になりますが、東京大学につきましては「その他の脅威」に係るEALとして、所内外の通信連絡機能の全ての喪失が設定されてございますが、既に廃止措置段階にあることを踏まえると、防護措置のトリガーとして設定する必要はないのではないかと考えられます。

また、その他の施設につきましては、これらのEALのような「止める」「冷やす」「閉じ込める」に係るEALは設定されておらず、また「その他の脅威」に係るEALは、住民の避難を開始する必要がある事象の発生、これは原子力規制委員会が判断するものですが、このGE55を含むEAL55のみであり、見直しが必要なEALは設定されていないということが確認されました。

資料の本文の方、2ページに戻っていただきまして、以上を踏まえまして、近畿大学及び東京大学に対して、防護措置のトリガーとする必要のないEALについては、見直しの検討を求めることとしたいと考えてございます。

一方で、こうした施設の異常が警戒事態に該当しないことになったとしても、事故・トラブル情報としてその情報が原子力規制委員会に通報される必要があることから、こうした情報が確実になされるかどうかを確認した上で、必要に応じて原子力規制庁のマニュアル等を見直すこととしたいと考えてございます。

続いて、警戒事態の解消に係る判断の目安及びその手続の明確化について御説明させていただきます。

近畿大学における警戒事態の経験を踏まえて、まず、相対的にリスクが小さい事業所を

対象として、施設・設備に異常が生じた場合における警戒事態の解消に係る判断の目安と手続については、これから御説明することとさせていただきますと考えてございます。

まず、解消の判断の目安ですが、施設・設備に異常が生じた場合、必要な対策が講じられ、異常が生じた機能の復旧、又はその機能を必要としない状態となり、その状態が維持できること。具体的には運転の停止、異常が生じた施設・設備の機能復旧、又は代替設備による異常が生じた施設・設備の機能復旧が完了し、その結果、施設は、原子炉が停止した状態や核燃料物質の閉じ込め機能が維持されて、原子力災害に至るおそれがない状態を維持できることとして、その解消の判断の手続につきましては、まず、事業者から解消の判断の目安を満足していることの説明を受け、必要に応じて検査官が現場確認を行い、その判断の目安を満足していることを確認し、事業者と警戒本部の双方がこの認識を共有した後に警戒事態の解消を判断すること。また、その後に関係省庁、関係地方公共団体及び原子力事業者に対する情報提供並びに一般への公表を行うこととしたいと考えてございます。

なお、施設・設備に異常がない、あるいは不明な場合における現状の運用としましては、例えば、地震などの自然現象が発生した場合、警報などへの対処が完了し、施設・設備に異常がないことを確認した後に警戒事態の解消の判断を現状は行っておりますが、本件見直しに合わせて、関係マニュアルへこの運用についても明確に反映することとしたいと考えてございます。

今後の対応につきましては、まず、EALの見直しについては、今回、PAZ、UPZがない事業所について検討を行ってまいりましたが、一部の研究炉の事業所などではハザード分類Ⅱに該当する試験研究炉と混在する事業所もございます。ですので、こうした事業所についても、同様なEALの見直しを進めてまいりたいと考えてございます。

また、その他施設における警戒事態の解消に係る判断の目安と手続の明確化につきましても、実用炉も含めてになります。その他の施設についても、基本的に考え方は同様になるものと考えられます。したがって、今回の検討内容を踏まえて、その他の事業所についても警戒事態の解消に必要な事項の明確化を図る方向で、事業者に対して解消の判断の目安の具体の検討を求めるなど、その検討を速やかに進めてまいりたいと考えてございます。

この検討につきましては、御了承いただいた上で速やかに検討を進め、対応方針と内容が明確にできたものから、順次、原子力規制委員会に報告することとさせていただきますと思います。

以上、御承認いただければ、早速、その作業に着手したいと考えてございます。

私からは以上です。

○更田委員長

二つあるので、一つずつ行きたいと思っておりますけれども、EALの見直しについて御意見があれば。

この別紙の書き方なのだけれども、別紙で横棒がついているものと、それから【該当なし】と書かれているものがありますよね。この違いは何ですか。

○平野長官官房緊急事案対策室室長補佐

緊急事案対策室の平野でございます。

横棒がついているものは、そもそも事業者の防災業務計画で定めがないというものです。一方【該当なし】というものは、記載はあって、そこに該当する事象がないという形で防災業務計画に記載されているということで、実際はないという意味では一緒なのですが、防災業務計画にその項目があるものは、ここでちょっと丁寧にそういうものを記載しているということです。

例えば、6ページの近大（近畿大学）炉におきましては、「冷やす」というところについて【該当なし】となっているのですが、これは出力が1Wということで、こういう事態に該当するものはないと近畿大学自体が考えていて、防災業務計画にそのように書かれているといったところのものです。

○更田委員長

該当するものがありませんと書かれているから、ここに書いているという意味なのですね。

ちょっとミスリーディングだと思うのです。【該当なし】というのは、わざわざ該当するものがありませんと書かれているものが【該当なし】として書かれていて、そもそも一切触れられていないもの、要するに、自明だから該当なしの記述すらないものが横棒になっていますという話で、実質的にはないという話なのだけれども、ただ、こういう整理の仕方というのはどうなのだろうね。むしろ該当するものがないのだったら、記載されるべきでもないのかもしれないですね、そういう意味では。

ただ、そういう意味でいうと、近大炉を例に取りますけれども、近大炉のGE01というのは該当はあるのかね。GEをたたくような放出というのは、近大炉でありますか。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

緊対室長、古金谷でございます。

施設の先ほどの性格、1Wというような出力からすると、基本的には想定し難いのですが、ここは最後のGEの。

○更田委員長

いや、想定し難いではなくて、あり得るのかということです。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

あり得ないとは言えないと思うのですが、けれども。

○更田委員長

1Wの出力の炉のインベントリーで全量放出を仮定してやったときに、敷地境界でGEをたたくますか。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

基本的にはないと思います。

○更田委員長

だけれども、防災計画には記述があるのでしょうか。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

はい。おっしゃるとおりです。ちょっと法律の条文は忘れましたが、法律でこういった異常放出というようところが定義されていたかと思imasuので、そういったところで、放射線量あるいは放射性物質放出というところは、基本、今は全ての原災法（原子力災害対策特別措置法）の係る事業所には同じようなGEを作っているというところはございます。

○更田委員長

かえって危険だと思いますけれどもね、そういうミスリードする記載があること自体。例えば、1Wの出力に相当する炉心が丸ごと、炉心ごと敷地境界へ移動していったとします、裸で。だから、あるとしたら、せいぜいそんなものだと思うのです。むしろ荒唐無稽な想定がされているということ自体を問題視するのだったら、この赤枠で囲ったところ以外にもあるように思いますよね。

更に言えば、EALというのは、基本的には、歴史的な成り立ちから考えると、実用炉に対するものであって、それを日本が導入する際に実用炉以外にも展開したので、我が国独特ですよ、基本的に。EALは元々NRC（米国原子力規制委員会）がPAZ、UPZの発想とともに導入したものと理解していますけれども、米国の場合は試験研究炉等の規制はNRCがやっていなくて、DOE（米国エネルギー省）がやっているのです、そういった意味で適用はないものだと理解をしています。

そういった意味で、オリジナルなだけに、ちょっと滑稽なところがあるのではないかという危惧はあって、でも、いずれにしろ、EALは事業者の検討がまず優先されるべきだと思いますので、近大に検討を求めるとするのは方針として正しいのだらうと思いますが、逆に言えば、EALは、別に近大に限らず、事業者に期待するのは、どんどん言ってくるということが大事なのだらうと思います。どちらの方向にせよ、新たな設定にしても、あるいは削除にしても。

それから、解除について御意見はありますか。

これはEALの見直し、解除の双方に共通するのですけれども、事務局というか、原子力規制庁の方針に反対はしないものの、これを検討するくらいだったら、もっとほかにより重要なことがあるのではないかという思いをちょっと禁じ得ない部分はある。

例えば、解除の難しさというのは、解除というのは非常に難しいだらうと思うのですが、実用炉の解除の考え方というのは、余りに臨機応変に考えざるを得ない部分があつて、EAL、OIL（運用上の介入レベル）みたいな判断のためのトリガーをあらかじめ設けることは難しいであらうからこそ、そういった解除の目安みたいなものが、ある意味、ないといえはない。実態ベースで合わせていくしかしようがないので。

ただ、SA（シビアアクシデント）施設であるとか、重大事故等対処施設であるとか、あるいは特定重大事故等対処施設みたいなものを備えた状態からすると、炉心が著しい損傷をしている、いわゆる世間的な言葉で言うと、炉心溶融を起こしているけれども、環境には放射性物質を放出しないでとどまっている状態が長期間続くみたいなケースがあるので、そのときに、オフサイト側の防護措置はどうあるべきなのかというような検討というのは、とても悩ましい話なのだけれども、そういった検討に比べて、この検討の優先順位が高いのかどうかというのはちょっと悩むところ。ただし、勉強にはなるかもしれない。こういうことから入るのがいいのかもしれないけれども。

それから、検討といっても、それほど強烈なリソースを要求するものでもないだろうなとは思っているのですけれども。

すみません。余りはっきりしない意見だけれども、ただ、近大にEALを検討してもらったのなら、特にこだわらずEAL全体の検討でいいのだよということだろうとは思いますがね。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁、古金谷ですけれども、承知しました。いずれにしても、この方向性で了承いただければ、本日頂いたコメントも受けて、事業者の方には検討を促すようにしたいと思います。ありがとうございます。

○更田委員長

ただ、基本的に加工の方は別がないということですよ。ALに関しては55しか設定されていないからということで。

○古金谷長官官房緊急事案対策室長

原子力規制庁、古金谷でございます。

別紙としてつけているものについては、更田委員長がおっしゃるように、近大のような、この赤枠で囲っているようなところがきれいに整理されているということからすると、今回、見直す必要はないのではないかと考えております。

○更田委員長

何で近大と東大（東京大学）とでこんなに違いが出てしまったのですか。

○平野長官官房緊急事案対策室室長補佐

原子力規制庁、平野です。

これは正式にどうか、きちんと事業者がお話ししてくれたものではなく、雑談ベースの中で出てきたものも含むのですけれども、近畿大学さんは、大阪府に熊取のNFI（原子燃料工業株式会社）と京大炉と一緒に事業者の防災業務計画も届出というか、地元協議に伺うと聞いておまして、そうしたときに横並びをとるような形でいろいろ考えたいといったことがあったのではないのかと今の担当の方からは聞いております。

あと、実用炉を踏まえていろいろと考えてくださいということを、我々、伝えていたところもあり、積極的にどうか、結果としては、多分、要らないものも【該当なし】で丁

寧に書いたところになっていたのではないのかと推察しております。

以上です。

○更田委員長

分かりました。

EALに関しては、極端に害がない限りにおいては、むしろ事業者の判断というのは尊重されるべきだと思っていますし、事業者は事業者でそれぞれの事情があるだろうからというところは理解できにくいので、それは今後の近大に再検討してもらおう上でも、近大の自主性というのは検討の中で尊重してもらいたいと思います。

よろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、事務局というか、原子力規制庁の方針を了承します。ありがとうございました。

三つ目の議題は「日本版インフォメーション・ノーティスの制度案」です。これはこれまでも議論してきたものですが、名称等々に関心が集まったものですが、説明は大島課長から。

○大島原子力規制部原子力規制企画課長

原子力規制庁、大島でございます。

資料3「日本版インフォメーション・ノーティスの制度案」について説明をさせていただきます。

「1. 経緯」でございますけれども、昨年10月20日の第39回の本委員会におきまして、骨子案について議論していただきました。その後、名称、それから、具体的な発出要領について作成しましたので、その状況について報告をさせていただきます。

2. のまず「名称」でございますけれども、原子力規制庁内で公募を実施させていただきました。その結果、41件ほど名称の提案がありましたけれども、その中から我々といましては「被規制者向け情報通知文書」とした上で、通称、英語名としては「NRA Information Notice」という形にしてはどうかということと考えてございます。

3. の実際の発出要領でございますけれども、別添の方に示させていただきましたけれども、要点といたしましてマル(○)を四つほど掲げております。

まず、一つ目の○が目的の規定でございますけれども、東京電力福島第一原子力発電所の事故の反省を踏まえて、被規制者等による継続的な改善を将来にわたって維持発展させるということのために、被規制者等に周知する必要があると判断する情報につきまして、迅速かつ柔軟に通知をすることを可能とし、併せてコミュニケーションの円滑化の一助とするという形にさせていただきました。

続きまして、○の二つ目でございますけれども、被規制者等に対して作為及び不作為を求めるものではございませんので、いわゆるNRA文書には該当しないことを明らかにしてございます。

三つ目の○でございますけれども、公表文書には番号を付した上で、全てホームページ上で閲覧可能とするという形で、検索性についても考慮をしております。

それから、発出に当たりましては、主管課長の名前で文書決裁をして、柔軟に発出をするという形にさせていただいております。

具体的には、2枚おめくりいただきまして、3ページ目から、運用要領について、原子力規制庁の長官名で規定を定めさせていただく予定になっております。一番下に、適用対象となる情報の例といたしまして、技術情報検討会の情報でございますとか、検査における気づき事項などを想定しております。

4ページ目、処理の要領でございますけれども、先ほど申しましたとおり、(2)で主管課等の長による決裁とすること、(4)で通知内容の公表の仕方について書いてございます。(5)では、文書番号の付し方について、統一的に行うことで規定をさせていただきました。それから、(6)は発出した文書の改訂、(7)については廃止をする場合の規定でございます。それから(8)の発出の実績につきましては、四半期ごとに本委員会に報告をさせていただきたく思っております。それから(9)の発出した文書については、先ほど申しましたとおり、ホームページ上で掲載をいたしますが、(10)で非公開情報を含む場合には、具体的な内容については非開示にした上で公表するという形で考えてございます。

それから「4. 文書の様式について」は、別に参考様式を定めさせていただきました。具体的には7ページ目でございますけれども、こういう形で、対象となる被規制者でございますとか、文書の発出の目的、事案の概要などについて書くことを考えてございます。

なお、一番下の脚注でございますけれども、文書が引用される場合があるかと思っておりますので、引用する場合の表記例についても書かせていただきました。

1ページ目に戻っていただきまして、今後のスケジュールでございますけれども、文書管理規定に基づきまして長官決裁を行った上で、速やかに施行させていただければと思っております。

説明は以上でございます。

○更田委員長

御意見、御質問はありますか。

これは議論を重ねてきたし、やろうということはもう既に意思の決定はされているので、あとはやってみてというところがあるだろうと思うのですが、あらかじめ注文を一つだけ付けるとすると、タイトルを適正なタイトルにすること、そこに尽きるのです。タイトルが的を外れたものだと見る気がしないので、そもそも。

それから、タイトルだけは英語のタイトルもつけてほしい。ほかの部分はいいけれども、英語のタイトルで関心と呼ばば、これは何と聞いてくることのできるのです。我々もNRCのInformation Noticeなんかは、がっちり見張っているわけではないけれども、個人的にはちら見はしていて、関心のあるものだったらすぐ聞けるので、そのときに誰に聞けばいい

のかをやってほしいのです。だから、別にそれは課長である必要はなくて、そのことについて一番よく知っている人。例えば、Information Noticeについて、問合せ先といって「村上玄」とかと書いてあると、村上課長補佐のところへ行く。その方がよほどレスはよくなるので、そういったところが注文だろうと思いますけれども。

運用について提案がありましたけれども、よろしいでしょうか、これは了承して。

(首肯する委員あり)

○更田委員長

では、進めてください。ありがとうございました。

本日予定した議題は以上ですけれども、何かありますか。

特にこれはトピックスというわけではなくて、既に森下審議官にお願いをしているところですが、以前、大飯発電所の3号機で一次系配管にひび割れがありました。溶接に関連するものであるのかどうかという特定が進んでいるところですが、初期欠陥があったのか、なかったのかうんぬんで、しばらく時間がたって、ATENA（原子力エネルギー協議会）や、あるいはCRIEPI（電中研（電力中央研究所））等も加わって調査が進んでいるところでありますけれども、フランスの技術支援機関から問合せがあって、フランスのEDF（フランス電力会社）の所有する炉でも一次系でSCC（応力腐食割れ）と思われるものがあったということなので、意見交換というか、情報の共有をしましょうと。

もとより大飯3号機については、OECD/NEA（経済開発協力機構/原子力機関）のCSNI（原子力施設安全委員会）のIAGEというワーキンググループがあって、そこでも適宜、情報の共有も進めているわけですが、そういった意味で、フランスの状況についても必要な情報の把握に努めてもらいたいと思いますし、それから、大飯発電所3号機で得た経験等も、これは産業界が得た経験・知識も含めて、国際的な共有を図れるように準備を進めてもらっているところです。

JAEA(国立研究開発法人日本原子力研究開発機構)の安全研究センターであるとか、ATENA、電中研、それから、関西電力等々の協力を得てということになるだろうと思いますけれども、これは格好のというか、国際的な情報共有を図る意味でふさわしいものなので、しっかり進めてもらいたいと思っています。

ほかに何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以上で本日の原子力規制委員会を終了します。ありがとうございました。